

市バス運賃の過少収受について

京都市交通局では、市バスの運賃（調整区間／桂・洛西地域）の変更を令和6年6月1日に実施しましたが、一部の系統・停留所の整理券番号の設定に誤りがあり、運賃を過少に収受する事案が発生いたしました。

今後、このようなことが発生することのないよう再発防止に努めていきます。

1 対象の系統・区間と誤収受（過少収受）の内容

(1) 系統

西3号系統のうち、特西4号系統→西3号系統 連続運行便

JR桂川駅前ー（特西4号系統）→洛西バスターミナルー（西3号系統）→桂駅西口

※ 洛西バスターミナル方面行きのお客様は、正規運賃を収受しています。

(2) 区間

檜原秤谷町から乗車され、

檜原塚ノ本町、檜原水築町、檜原小学校前、
野田町、桂駅西口で降車されたお客様

(3) 誤収受（過少収受）の内容

【正】大人 210 円、小児 110 円

【誤】大人 190 円、小児 100 円

（大人 20 円、小児 10 円の過少収受）



2 過少収受の発生期間

令和6年6月1日（土）～令和6年10月4日（金）

対象のお客様数 2人程度／日（推計）、期間中の減収推計額 5,000円程度

※本日中に機器のデータを修正し、令和6年10月5日（土）始発から正しい運賃で運行します。

3 過少収受が判明した経緯

令和6年10月3日に乗務員が当該停留所で発行された整理券番号の異変に気付き、確認したところ、整理券番号の設定誤りが判明しました。

原因は、令和6年6月1日の新ダイヤによる運行と運賃変更の実施にあたり、バス車載機器のデータ設定を行いました。当該作業工程の中での確認が不十分であったため、対象となる系統・停留所のデータ設定に不備があったものです。

4 再発防止策

車載機器データの設定時において、複数人による確認を徹底してまいります。